

職業実践専門課程の基本情報について

| | | | |
|------------------------|---|--------------------------|--|
| 学校名 | 設置認可年月日 | 校長名 | 所在地 |
| 日本指任専門学校 | 昭和56年4月1日 | 浪越 和民 | 〒112-0002 東京都文京区小石川2-15-6 (電話) 03-3813-7354 |
| 設置者名 | 設立認可年月日 | 代表者名 | 所在地 |
| 学校法人 浪越学園 | 昭和62年4月1日 | 理事長 浪越 和民 | 〒112-0002 東京都文京区小石川2-15-6 (電話) 03-3813-7354 |
| 分野 | 認定課程名 | 認定学科名 | 専任士 高度専任士 |
| 医療 | 医療専門課程 | 指任科 | 平成7年文部科学省 告示第7号 — |
| 学科の目的 | 諸法令に基づき、多様化する現代の医療ニーズに応え、医療現場で求められる指任師に必要な知識、技能を専門性の高いカリキュラムにより修得させることを目的とする。 | | |
| 認定年月日 | 平成27年2月17日 | | |
| 修業年限 | 昼夜 全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位 数 | 講義 | 演習 |
| 3 | 87単位 | 61単位 | 0単位 |
| 生徒総定員 | 生徒定員 | 留学生数(生徒定員の内) | 専任教員数 |
| 180人 | 176人 | 0人 | 13人 |
| 兼任教員数 | 総教員数 | | |
| 18人 | 31人 | | |
| 学期制度 | ■前期:4月1日～7月31日 ■中期:8月1日～12月31日 ■後期:翌年1月1日～3月31日 | 成績評価 | ■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 単位・進級・卒業を認定するため、定期試験をし総合的に成績評価を行う。 |
| 長期休み | ■夏季:8月22日～8月26日 ■冬季:12月24日～翌年1月6日 ■学年末:3月15日～3月31日 | 卒業・進級 条件 | 卒業・進級の認定は、定期試験、模擬試験、単位修得並びに出席状況等を考慮し、総合的に成績評価を行い、判定会議に諮り校長が決定する。 |
| 学修支援等 | ■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 担任との個別面談・家族への連絡・臨床心理士によるカウンセリング 等 | 課外活動 | ■課外活動の種類 指任研究会、研修会、野球部、Namikoshi Applied Method Club (N A M C) 等。 ■サークル活動: 有 ■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和1年度卒業生に関する令和1年5月1日時点の情報) |
| 就職等の 状況※2 | ■主な就職先・業界等(令和1年度卒業生) 治療院、各種福祉施設、病院、スポーツ施設等。 ■就職指導内容 毎年、夏冬に治療院、介護関連企業による就職説明会を行い就職希望者へ機会を提供している。 ■卒業生数 48 人 ■就職希望者数 47 人 ■就職者数 21 人 ■就職率 44.7 % ■卒業生に占める就職者の割合 43.8 % ■その他 (令和1年度卒業生に関する 令和2年5月1日 時点の情報) | 主な学修成果 (資格・検定等) ※3 | 資格・検定名 種別 受験者数 合格者数 あん摩マッサージ指 師 ② 39人 36人 ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のい ずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得する もの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 (例)認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等 |
| 中途退学 の現状 | ■中途退学者 4名 ■中退率 2.3 % 令和1年4月1日時点において、在学者172名(平成31年4月1日入学者を含む) 令和2年3月31日時点において、在学者168名(令和2年3月31日卒業生を含む) ■中途退学の主な理由 進路変更、健康上、家庭の事情 ■中退防止・中退者支援のための取組 担任による面談の実施、個別指導、臨床心理士によるカウンセリングの実施 等 | | |
| 経済的支援 制度 | ■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 無 ※有の場合、制度内容を記入 ■専門実践教育訓練給付: 給付対象・70名 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載 | | |
| 第三者による 学校評価 | ■民間の評価機関等から第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL) | | |
| 当該学科の ホームページ URL | URL:https://www.shiatsu.ac.jp | | |

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業生に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業生の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者であり、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者は含まれません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年度に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業生に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業生に占める就職者の割合」とは、全卒業生数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賞金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進学状況

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

昨今の医療を取り巻く環境は、急速に進む少子高齢化、罹患する疾病構造の変化などを受けめまぐるしく変化している。それに伴い、医療現場においてあん摩マッサージ指圧師に求められるニーズも多様化しており、閉鎖された学校教育はそのニーズを把握することが困難を極めている状況といっても過言ではない。今後の学校教育において、多様化するニーズに応えるべく、連携する企業等からの情報提供に基づき、医療現場の動向(人材の専門性の動向、産業振興の方向性、実務において必要と思われる知識・技術・技能等)を把握し、卒業後、即戦力として活躍できる人材の教育を視野に入れ、授業科目および内容の改善にやくだてることを基本方針とする。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規定」に基づき作成した教育課程編成委員会等規則に則り業界団体、職能団体、地方公共団体、学術機関等の適任と思われる人物を選出し構成する。当委員会は、学校法人浪越学園組織図に基づき教務課のもとに設置し、人材の専門性の動向、産業振興の方向性、実務において必要と思われる知識・技術・技能等の情報提供を行うものとする。各委員より意見・要望にもとづき、授業科目開設及び授業内容の改善などを教務課で検討し実施するものとする。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和1年9月19日現在

| 名前 | 所属 | 任期 | 種別 |
|------|---------------|-----------------------|----|
| 阿部伸二 | 指圧石川治療院 | 令和1年10月21日～令和3年10月20日 | ③ |
| 大澤宏彰 | 訪問マッサージらいく | 令和1年10月21日～令和3年10月20日 | ③ |
| 河北剛 | あしすと鍼灸マッサージ院 | 令和1年10月21日～令和3年10月20日 | ③ |
| 藤井厚子 | 一般社団法人東京都指圧師会 | 令和1年10月21日～令和3年10月20日 | ① |
| 黒沢純一 | 日本指圧専門学校 | 令和1年10月21日～令和3年10月20日 | |

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(7月、1月)

(開催日時(実績))

第1回 令和2年 7月22日

第2回 令和3年 1月18日(予定)

(令和1年度の開催実績: 令和1年7月23日、令和2年1月14日)

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

本年度も厚生労働省発の規則変更に伴う新カリキュラムについての意見交換がなされた。実技指導の強化と実習の充実は以前より意見を頂いていたもので、新カリキュラム導入につき、それらの意見が反映された。また、成績不良者への対応も考慮された。

- ・10単位、345時間の増加
- ・臨床実習を2年次から行うよう追加
- ・今後の授業のあり方について
- ・臨床実習の内容について、実習前講習の内容について
- ・国家試験の問題数が160問に増えるので、以前より手厚い国家試験対策を検討
- ・スポーツ現場のみだけでなく、卒業生の治療院の見学を取り入れていくことを検討

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

多様化するニーズに応える人材を育成するためには、形式的な授業や実技・演習を行うだけではその教育効果には限界があると考えられる。起こった事象に対して速やかに対応できる臨床力を身につけることが現場で通用するあん摩マッサージ指圧師の養成には必要不可欠である。当校では臨床経験の豊富なあん摩マッサージ指圧師が実技を担当し、臨床現場で多く遭遇する疾患に対しての病態把握及び治療方法を学習することにより、臨床力の向上を目指している。また、卒業後速やかに現場で通用する対応力を身につけるよう指導している。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

基本指圧実技の科目においては、臨床現場で行っている基本指圧の方法を学ぶ。座位、横臥位、伏臥位、仰臥位と様々な体位での指圧法と現場での活用法を学び、臨床現場で求められる人材となる意識を啓発してもらっている。

応用指圧実技の科目においては、臨床現場の中でも、重い症状を訴える患者への対応と施術法を学ぶ。また、施術法だけではなく、症状、年齢、性別、性格によって傾注することが変わるということを臨床現場の立場から、実例を通して啓発してもらっている。

評価は各授業内での評価試験と年度末の全教員による客観評価試験を行い、企業として必要な人材と教育内容と学生の習熟度について議論する時間をもうけている。

(3) 具体的な連携の例 ※科目数については代表的な5科目について記載。

| 科目名 | 科目概要 | 連携企業等 |
|---------|---|--------|
| 基礎指圧実技 | 本校が教育の中心に置いている浪越指圧基本実技の基礎を習得することを目的とする。人体の構造を理解するため、まずは自分自身の身体を使って指圧するポイントを確認し指圧する自己指圧から始める。その後、全身を施術する操作を部位毎に学ぶ。1年間を通じて頭部、顔面部、頸部、胸部、腹部、背部、上肢、下肢のすべての部位の指圧点及び相手が座位、横臥位、伏臥位、仰臥位と様々な体位になったときの指圧姿勢や手指の使用法を覚える。卒業生の開業する企業との連携により、浪越指圧基本実技が実際に活用されている臨床現場を学生に意識させ、意欲・向上心を喚起・維持しながら技術を取得する。 | 指圧院サンテ |
| 応用指圧実技Ⅱ | 1, 2年次で学んできた浪越指圧基本実技を細部にあたり再確認し、卒業後の臨床現場で必要不可欠な応用力を向上させ、また様々な病状を持つ患者への対応、指圧法を学生に取得させ、臨床能力を向上させることを目的とする。指圧療法を続けていくために必要な力が抜けた押し方を1年間通して学び、常に臨床現場を意識した授業を行う。また、卒業後も技術向上するための自己鍛錬法を学ぶ | 千指圧治療院 |

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規定に定められていることを明記

日本指圧専門学校研修規定第2条 研修は、教職員に対して教育及び学校業務に必要な知識、技術、技能、指導力などの修得、向上を目的として組織的に行うものとする。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名「解剖見学実習」(連携企業等: 東邦大学)

期間: 令和1年1月11日(土) 対象: 全教員

内容: 東邦大学医学部解剖教室において解剖実習の見学

研修名「ペットーク『やる気を引き出す魔法の言葉』」(連携企業等: 東洋療法学校協会)

期間: 令和1年8月6日(火) 対象: 全教員

内容: 自分、家族・仲間に伝えるコミュニケーションスキルに関して、日本ペットーク普及協会代表理事 岩崎由純氏より指導を受ける。

(3) 研修等の計画

研修名『コンプライアンス研修』期間: 令和2年5月26日(火) 対象: 全教員

内容: 専門外部講師による講義『コンプライアンスの基本的知識』

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

学校関係者評価委員会規則に基づき、専攻分野に関して実務に関する知識・技術・技能などについて知見のある企業、関係施設、業界団体等から委員を選出し、学校が自ら行う「自己評価」の事項および結果等に関して様々な見地から検討・評価するものとする。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

| ガイドラインの評価項目 | 学校が設定する評価項目 |
|---------------|--|
| (1)教育理念・目標 | 学校の理念・目的・教育人材像は定められているか、学校における職業教育の特色は何か、社会経済のニーズを踏まえた学校の将来構造を抱いているか等5項目。 |
| (2)学校運営 | 目的等に沿った運営方針が策定されているか、運営方針に沿った事業計画が策定されているか等8項目。 |
| (3)教育活動 | 教育理念等に沿った教育課程の編成・実習方針が策定されているか、教育理念・育成人材像や業界のニーズを踏まえた学科の修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか等14項目。 |
| (4)学修成果 | 就職率の向上が図られているか。資格取得率の向上が図られているか等5項目。 |
| (5)学生支援 | 進路・就職に関する支援体制は整備されているか、学生相談に関する体制は整備されているか等10項目 |
| (6)教育環境 | 施設・設備は教育上の必要性に十分対応できるように整備されているか、学内外の実習施設・インターンシップ・海外研修等について十分な教育体制を整備しているか等3項目。 |
| (7)学生の受入れ募集 | 学生募集活動は適正に行われているか、学生募集活動において教育成果は正確に伝えられているか等3項目 |
| (8)財務 | 中長期的に学校の財政基盤は安定しているといえるか、予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか等4項目。 |
| (9)法令等の遵守 | 法令・専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか、個人情報に関しその保護のための対策がとられているか等4項目。 |
| (10)社会貢献・地域貢献 | 学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか、学生のボランティア活動を奨励・支援しているか等3項目。 |
| (11)国際交流 | |

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

- ・退学者、休学者が増加傾向にある現状を踏まえ、臨床心理士によるカウンセリングの活用について意見があった。カウンセリングを受けやすくし、担任から臨床心理士に紹介し、カウンセリングを受けやすい状況を作っている。
- ・入学希望者を増やす上で、日本発祥の指圧を学べる唯一の指圧学校としてアピールする。
- ・外部の実習について、日本大学とのインターンシップ提携をし、本校学生が日本大学キャンパスを訪れて実習を行う機会を得られたが、参加する学生は限られているが、引き続き参加を促していく。
- ・臨床実習の時間数が増加するので体系付けに課題が残る。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和1年9月19日現在

| 名前 | 所属 | 任期 | 種別 |
|--------|----------------|-----------------------|-------|
| 馬場 雄一 | 訪問 マッサージ 優治療院 | 令和1年10月21日～令和3年10月20日 | 企業等委員 |
| 茂木 勇一朗 | 白山 指圧 和み | 令和1年10月21日～令和3年10月20日 | 卒業生等 |
| 古堅 道也 | 訪問 マッサージ くるんてい | 令和1年10月21日～令和3年10月20日 | 企業等委員 |
| 大久保 恵 | めぐみ 指圧 治療院 | 令和1年10月21日～令和3年10月20日 | 卒業生等 |
| 菅野 実希子 | 東京 在宅 サービス | 令和1年10月21日～令和3年10月20日 | 卒業生等 |
| 坂本 裕 | ころもたに 指圧 治療院 | 令和1年10月21日～令和3年10月20日 | 卒業生等 |

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

令和2年7月10日 URL <https://www.shiatsu.ac.jp>

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

企業等やステークホルダー等に対して教育活動や学校運営に関する情報を積極的に公開・提供し・社会からの期待や評価を受け入れるオープンシステムとしての学校を目指すことを基本方針とする。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

| ガイドラインの項目 | 学校が設定する項目 |
|-------------------|--|
| (1)学校の概要、目標及び計画 | 日本指圧専門学校の魅力、学校の歴史、年間スケジュールなど |
| (2)各学科等の教育 | 教育カリキュラムの揭示、学びのポイント、授業紹介など |
| (3)教職員 | 理事長挨拶、校長挨拶、教職員紹介など |
| (4)キャリア教育・実践的職業教育 | キャンパスライフの紹介、設備の紹介など |
| (5)様々な教育活動・教育環境 | キャンパスライフの紹介、設備の紹介など |
| (6)学生の生活支援 | 進路・就職において、会社説明会及び企業の求人票揭示閲覧など |
| (7)学生納付金・修学支援 | 募集要項(冊子およびHP)にて学生納付金を掲載した各種奨学金の案内など |
| (8)学校の財務 | 学校会計の透明性と利害関係者への情報公開のため、 「会計書類閲覧請求書」(開示請求様式)を定め、公開の体制を整備している。 |
| (9)学校評価 | 自己評価、学校関係評価など |
| (10)国際連携の状況 | 国際指圧大会、海外からの指圧講座受講生の紹介など |
| (11)その他 | |

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

◎ホームページ;随時更新、学校説明を動画にて視聴可能、LINEで入学情報入手可能◎広報誌等の刊行物;平成22年5月より毎年12月・7月年2回発行◎その他(学校案内、入学相談会:、5月・6月・7月・8月・11月年15回開催、オープンキャンパス;毎月実施、SNSにて情報発信)

授業科目等の概要

| (医療専門課程指圧科) 令和2年度 | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|------|------|------------------|--|---------|-------------------|------|----|----------|----|----|----|----|---------|
| 分類 | | | 授業科目名 | 授業科目概要 | 配当年次・学期 | 授業 単 位 数 | 授業方法 | | | 場所 | | 教員 | | 企業等との連携 |
| 必修 | 選択必修 | 自由選択 | | | | | 講義 | 演習 | 実験・実習・実技 | 校内 | 校外 | 専任 | 兼任 | |
| ○ | | | 心理学(コミュニケーション含む) | 心理学の基礎的な理論、将来指圧師として役立つと思われる内容・自身の人生に役立つと思われる内容を取り上げる。ストレス、自己理解、コミュニケーションについて演習する。 | 1前 | 30 | 2 | ○ | | | ○ | | ○ | |
| ○ | | | 社会福祉 | わが国における社会福祉の歴史的展開を社会経済状況と関連させながら把握する。また、人口高齢化についての基本的知識を理解するとともに、少子化の定義・推移・要因・影響などについて考察を深める。そして、わが国における社会保障の仕組みを確認し、医療・介護・年金・生活保護の特質や課題について講義する。 | 1中 | 30 | 2 | ○ | | | ○ | | ○ | |
| ○ | | | 生化学 | 生体を構成する細胞は、如何にしてエネルギーを獲得し活動しているのだろうか。・生体が必要とする物質を理解し、摂取された物質がどのように代謝され、利用されて行くのかを理解する。 | 1中 | 30 | 2 | ○ | | | ○ | | ○ | |
| ○ | | | 栄養学 | 科学的な視点から食と健康にかかわることをとらえ、正しい食と健康の知識を身につけたい。そのため食べ物や栄養に関する基礎知識を講義する。患者さんそれぞれに合わせた簡単な食事指導ができるようになる。 | 2中 | 30 | 2 | ○ | | | ○ | | ○ | |
| ○ | | | 生物学 | 広い生物学の領域から最重要項目を概説する。生物学的な細胞の多様性、ヒトという種を含めた受精、細胞分裂、発生を概説する。遺伝のメカニズム、形質発現までのプロセスを概説する。同化と異化とは何か、生体内でのエネルギー転換について概説する。ヒトを含めた動物における恒常性の維持、刺激に対する合目的応答について概説する。ヒトの脳の特異性、ヒトという種の進化の過程を概説する。 | 3前 | 30 | 2 | ○ | | | ○ | | ○ | |
| ○ | | | 保健体育 | 健康について様々な角度から考え、健康・スポーツに関する知識を深め、適切な判断・行動を身につける。心身の健康に関わる保健分野とスポーツに関わる体育理論分野で構成し、概説する。 | 1前中 | 60 | 2 | ○ | | | ○ | | ○ | |
| ○ | | | 英語 | 英語での情報提供やコミュニケーションを実践し、より質の高い施術を提供できる知識を身につけるため、医療に関する専門用語や自分の意思を伝えるフレーズについて学んでいく。 | 1前 | 30 | 2 | ○ | | | ○ | | ○ | |
| ○ | | | 運動器系解剖学 | 骨格、筋、関節の構造と働きについて学ぶ。全身の骨格系について名称と働きを理解する。 | 1前中 | 60 | 2 | ○ | | | ○ | | ○ | |
| ○ | | | 内臓器系解剖学 | 人体の各器官とその隣接器官の名称を把握し、位置、構造を理解するとともに隣接関係を理解する。疾患の診断・治療を学修する基礎を構築する。 | 1前中 | 60 | 2 | ○ | | | ○ | | ○ | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|-------------|--|---------|-----|---|---|--|--|---|--|---|-----|
| ○ | | | 神経系解剖学 | あん摩マッサージ指圧師に必要な神経系の解剖学を学習する。各神経の働きを理解し、次年度に学習する臨床系科目の基礎を構築する。 | 1 前中 | 60 | 2 | ○ | | | ○ | | ○ | |
| ○ | | | 総合解剖学 | 人体の構造やその機能を深く理解することは、医学、殊に臨床医学の修得に不可欠である。人体の基本的構造を各ユニット別の系統解剖講義（運動器・循環器・呼吸器・消化器・泌尿器・生殖器・内分泌・神経系・感覚器）で進めていく。医療従事者として臨床医学/東洋医学を学ぶ際、人体の構造や機能の理解が前提となっていることを肝に銘じてしっかり学習して頂きたい。 | 3 前 | 30 | 1 | ○ | | | ○ | | | ○ |
| ○ | | | 形態機能生理学 | あん摩・マッサージ・指圧の作用機序について生理学的に説明できる。また、細胞の構造・機能、体液の組成、循環、呼吸、消化と吸収、代謝、体温、排泄、内分泌系について生理学的に説明でき、臨床医学各科目の基礎・土台を築き、生理学的に解釈できる。 | 1 前中 | 60 | 2 | ○ | | | ○ | | | ○ |
| ○ | | | 神経機能生理学 | 神経、筋、運動、感覚、生体防御の機能を学び、今後の学習の基礎を身につける。神経機能の機序を理解し、説明することができる。 | 1 前中 | 60 | 2 | ○ | | | ○ | | | ○ |
| ○ | | | 総合生理学 | あん摩マッサージ指圧師が施術を行う上で必要となる人体の構造と機能の知識を身につけるため、神経系、運動器系、感覚器系、内分泌系、循環器系、呼吸器系、消化器系、泌尿器系、生殖器系の機能について概説する。 | 3 中 | 30 | 1 | ○ | | | ○ | | | ○ |
| ○ | | | 運動学 | 1年で学習した解剖学を基礎に機能的な解剖学を行うと同時に運動学の基礎を学習していく。リハビリテーション医学の基礎にも運動学があるため、リハビリの授業にもリンクするような内容でも行っていく。 | 2 前 | 30 | 1 | ○ | | | ○ | | | ○ |
| ○ | | | 衛生学・公衆衛生学 | 保健医療を担うあん摩マッサージ指圧師として必要となる基本的な衛生学の知識を身につけるため、衛生学の歴史、健康の概念と予防医学、ライフスタイルと外部環境の健康影響、産業保健、精神保健、母子保健、成人・高齢者保健、感染症対策と消毒、疫学、保健統計について概説する。 | 2 前中 | 60 | 2 | ○ | | | ○ | | | ○ |
| ○ | | | 病理学 | 生理学、解剖学を基礎として、病気の成り立ちと分類について学ぶ。各章においては、基本的な用語の意味・定義、代表的な疾患について概説する。臨床医学総論、臨床医学各論で学ぶ疾患を理解するためには、病理学の知識が必要である。 | 2 前中 | 60 | 2 | ○ | | | ○ | | | ○ |
| ○ | | | 臨床医学総論 | 患者を理解し、正しく診断して適切な施術を行う上で必要なことは、医療面接から始まり、入念な身体診察を行うことが大切である。適切な診察法を理解し、主たる症候に精通していくために学んでいく。臨床医学総論は、診察診断学である。患者の持っている所見、特異的症狀などを視覚、触覚、聴覚、嗅覚を使い適切に判断する力を身につけることを目標としていく。 | 2 前中 | 60 | 2 | ○ | | | ○ | | | ○ |
| ○ | | | 臨床医学各論 I | 施術者が臨床において遭遇する可能性のある疾患について適切に判断し、情報提供を行うことができる知識を身につけるため、各分野の代表的疾患の全体像（病因、症状、検査、診断など）を概説する。 | 2 前中 | 120 | 4 | ○ | | | ○ | | | ○ ○ |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|------------------|---|---------|----|---|---|--|--|---|---|---|--|--|--|--|--|--|
| ○ | | リハビリテーション医学 | リハビリテーション医学の構造と各分野の方法を学ぶ。各種障害評価と障害・疾患に対するリハビリテーション。リハビリテーションの流れを学ぶ。リハビリテーション医学の構造を理解することによって、医療機関でどのような職種が患者に対して何を行っているのか。また、われわれ指圧師が患者に対して医療のどの分野で活躍することができるのかを理解できるようになる。 | 2 前中 | 60 | 2 | ○ | | | ○ | ○ | | | | | | | |
| ○ | | 総合臨床医学 | 施術者が臨床において遭遇する可能性のある疾患について適切に判断し、情報提供を行うことができる知識を身につけるため、各分野の代表的疾患の全体像（病因、症状、検査、診断など）を概説する。 | 2 後 | 30 | 1 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | |
| ○ | | 医療概論 | 過去の時代に生き、医療を行った人々の功績を学び、医療従事者としての姿勢、職業倫理を考えていく。 | 1 前 | 30 | 1 | ○ | | | ○ | ○ | | | | | | | |
| ○ | | 社会保障制度及び職業倫理 | あん摩マッサージ指圧師として社会と関わっていく上で、身につけておくべき社会制度に関する知識や倫理を学ぶ。医療者として直面する問題を解決するための価値判断ができるようになる。 | 1 後 | 30 | 1 | ○ | | | ○ | ○ | | | | | | | |
| ○ | | 関係法規 | あん摩マッサージ指圧師の法的根拠となるあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律（あはき法）とあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律施行規則（あはき法施行規則）について、卒業後関係すると考えられる条文を読み込んでいく。 | 3 後 | 30 | 1 | ○ | | | ○ | ○ | | | | | | | |
| ○ | | 東洋医学概論 | 施術者として活動していく上で必要な東洋医学の基本的知識を修得するために、東洋医学の基本的理念や経絡経穴について概説する。東洋医学の基本思想、人体の生理・病理、診察・診断法を理解する。治療に用いる経絡と主な経穴を覚える。 | 2 前中 | 60 | 2 | ○ | | | ○ | ○ | | | | | | | |
| ○ | | 経絡経穴概論 | 授業はじめに小テストを行う。経絡経穴概論および東洋医学概論の国家試験の過去問題演習を行う。経絡経穴概論・東洋医学概論の国試問題の傾向をつかみ、合格点を取れるようになる。 | 3 前 | 30 | 1 | ○ | | | ○ | ○ | | | | | | | |
| ○ | | あん摩・マッサージ指圧理論 | 施術者が臨床現場において、あん摩マッサー指圧の適応、禁忌、治効の基礎的な知識を身につける為、あん摩マッサージ指圧の基本手技、歴史、その他の手技療法、併用する物理療法、施術の生体反応や関連学説まで概説する。 | 3 前中 | 60 | 2 | ○ | | | ○ | ○ | | | | | | | |
| ○ | | 浪越指圧理論 | 浪越指圧の歴史を概観することを通し指圧の手技療法としての特徴を学んでいく。また後期は指圧の押圧部位である指圧点の解剖学的な構造を学んでいく。 | 1 中後 | 60 | 2 | ○ | | | ○ | ○ | | | | | | | |
| ○ | | 臨床指圧総論 I（生態観察含む） | 1年で学習した基本指圧をふまえ、より精度の高い圧を身につけ、身体に触察、圧法の種類などを学ぶ。また、基本指圧を主軸に臨床指圧の基礎を学ぶ。押圧の理論を知り実践することで、より精度の高い垂直圧・持続圧を目指す。2年生、3年生での臨床実習での基礎的な知識を身につける。 | 1 後 | 30 | 1 | ○ | | | ○ | ○ | | | | | | | |
| ○ | | 臨床指圧総論 II | 1年で学習した基本指圧をふまえ、施術部位あるいは施術対象筋について、触察法、応用指圧操作を学習する。主要筋や骨等の触察法を説明できる。臨床で使う応用操作ができる。正確な圧点を指圧することができる。 | 2 前中 | 60 | 2 | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-------------------------------|--|-----|-----|---|---|--|--|---|---|---|---|---|
| ○ | | 臨床指圧各論 I | 1年で学習した基本指圧をふまえ、施術部位あるいは施術対象筋について、触察法、応用指圧操作を学習する。主要筋や骨等の触察法を説明できる。臨床で使う応用操作ができる。正確な圧点を指圧することができる。 | 2前 | 30 | 1 | | | | ○ | ○ | ○ | | |
| ○ | | 臨床指圧各論 II | 臨床において多く遭遇する疾患についての理解を深めるとともに、スムーズな病態把握から、人体の構造に基づく効果的な治療に結び付ける力を身に着ける。 | 3前中 | 60 | 2 | | | | ○ | ○ | ○ | | |
| ○ | | 東洋医学臨床論 I (あん摩マッサージ指圧の適応判断含む) | 前期中期で学んだ「東洋医学概論」「経絡経穴概論」の東洋医学的思想を元に、東洋医学を臨床的に適切に用いることができるかを学ぶ。施術者として活動していく上で必要な東洋医学の基本的知識を修得するために、東洋医学の基本的理念や経絡経穴について概説する。 | 2後 | 30 | 1 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | |
| ○ | | 東洋医学臨床論 II (病態生理学含む) | あん摩マッサージ指圧師が臨床の場において多く遭遇する疾患に対して、東洋医学的及び西洋医学的病態把握を行うとともに鑑別診断や各検査、治療、予後について学習する。東洋医学臨床論とは、解剖学、生理学、臨床医学総論・各論、東洋医学概論、経絡経穴の知識を統合して疾患にどの様にしてアプローチをするかを学ぶ科目で臨床現場で活用出来る様に説明をしていく。 | 3前中 | 120 | 4 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | |
| ○ | | 地域・経営 | あん摩マッサージ指圧師の就業を考えると、医療従事者としての知識と経営者としての視点が両方必要とされる職業だと思います。人口減少社会が現実のものとなっている現在においては、あん摩マッサージ指圧師をめぐる環境も大きく変化しています。あま指実務に関するしっかりとした知識を身に着け、卒業後の自分自身の在り方を考えるきっかけになれば良いと思っています。あま指実務に必要な医療保険の療養費制度の概要を理解する。医療従事者及び社会人として最低限度必要な、社会保険、労働法規の知識を身に着ける。経営及び会計の基礎である複式簿記の仕組みを理解する。 | 3中後 | 60 | 2 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | |
| ○ | | 基礎指圧実技 | 創始者浪越徳治郎の基本指圧、基本指圧の全身操作の順序、指の使い方、姿勢、圧の入れ方等を学ぶすなわち全身指圧の習得。及び自己指圧、坐位指圧の習得。授業の進行は予定の進捗表に準じて反復繰り返し進めて行っていく。 | 1通 | 210 | 7 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ | | あん摩・マッサージ指圧実技 | あん摩実技はあん摩の基本手技のうち、揉捏法、叩打法、曲手の基礎を解説して実践する。揉捏法、叩打法、曲手を駆使したあん摩施術を、座位、側臥位、伏臥位、仰臥位、それぞれについて解説し、実践する。マッサージ実技はタルクおよびオイルを使ったマッサージの基本手技、姿勢、体重移動を学び、臨床に活かせるように練習する。 | 2前中 | 60 | 2 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ○ | | 臨床実習前講習 | 臨床実習に入る前に、各科目で学んだ検査法、触察法、血圧測定などを整理しておく。さらに実習の流れを確認しておく。検査法の修得・臨床実習の流れを把握する | 2中 | 30 | 1 | | | | ○ | ○ | ○ | | |
| ○ | | 臨床実習 I | これまでに学んだ治療技術及び医学知識を実際の臨床に繋げることが必要である。臨床実習では患者様と関わりながら力を培う重要な場であることから、実践力を養う。患者様への安全性を確保しながら、全身操作を行える力を身につける。患者様とのコミュニケーション能力を身につける。 | 2後 | 45 | 1 | | | | ○ | ○ | ○ | | |
| ○ | | 臨床実習 II | 患者を対象とした臨床実習を通じ、臨床現場での考え方、技術を学ぶ。あん摩マッサージ指圧師としての基礎的な臨床能力を身につける。 | 3通 | 45 | 3 | | | | ○ | ○ | ○ | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|----|--|-----------------|--|-----------------|-----|---|---|--|---|---|---|---|---|
| ○ | | 応用指圧実技 I | 1年で学習した基本指圧をふまえ、施術部位あるいは施術対象筋について、触察法、応用指圧操作を学習する。主要筋や骨等の触察法を説明できる。臨床で使う応用操作ができる。正確な圧点を指圧することができる。 | 2 前中 | 60 | 2 | | | ○ | ○ | | ○ | |
| ○ | | 応用指圧実技 II | 1年、2年で学習した基本指圧、応用指圧、臨床自習前講習をベースに指圧適応疾患の技術を習得する。各適応疾患の説明ができる。臨床時における適応疾患の技術操作ができる。治療効果が上がる技術操作ができる。 | 3 前中 | 120 | 4 | | | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| ○ | | 臨床医学各論 II | 教科書に沿って、スライドを用いた講義。3年生であるので、国家試験を前提にした講義・問題演習をおこなうのは勿論である。これらの授業を効率よく行うには、学生さんたちが予習・復習を行うのは当然であるが、特に予習を重要視したい。 | 3 前中 | 60 | 2 | ○ | | | ○ | | | ○ |
| ○ | | 課題研究 | 2年次、3年次に学んだ東洋医学的な考え方を臨床現場で活用できるよう総復習また問題演習を行う。東洋医学の問題演習を行い、症例や問題について診断や治療方針など自身で判断できるようになることを目指す。 | 3 中後 | 30 | 2 | ○ | | | ○ | | | ○ |
| ○ | | 解剖学実習：特別講義：学校行事 | | 3 通 | 90 | | | | | ○ | ○ | | ○ |
| 合計 | | 44 科目 | | 2、490単位時間（87単位） | | | | | | | | | |

| 卒業要件及び履修方法 | | 授業期間等 | |
|---------------|--|----------|-----|
| 卒業要件：全ての単位の取得 | | 1学年の学期区分 | 3期 |
| 履修方法：全学生必修 | | 1学期の授業期間 | 15週 |

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合
 - 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。